

東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成22年度 不適合管理委員会報告情報(平成22年5月13日(木)分)

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年5月13日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし  
 区分 : 該当なし  
 区分 : 該当なし  
 その他 : 7 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	海水ストームドレンサンプポンプ(A)吸込ストレーナにおいて、詰まりが認められたため、当該ストレーナを清掃。	G	
2	1号機	第21回定期事業者検査(液体廃棄物処理系設備検査(その3))要領書の制定において、審査者の指名がされない状態で審査を実施(マニュアルでは指名後実施)したことが認められたことから、マニュアル要求事項を周知。	G	
3	2号機	取水設備点検用門型クレーン設置の風量・風向計において、指示不良が認められたため、当該計器を修理。	G	
4	2号機	残留熱除去機器冷却海水系ポンプストレーナ(A系)点検において、部品(取手ねじ)に腐食が認められたため、当該部品を交換。	G	
5	2号機	補機冷却海水系電解鉄イオン供給装置海水ストレーナ(B)出口弁において、シートリーク(鉛筆芯1本分)が認められたため、当該弁を補修。	G	
6	2号機	復水補給水系再生用水ポンプ(A)操作スイッチにおいて、接点不良(自動位置接触不良)が認められたため、当該スイッチを点検補修。	G	
7	3.4号廃棄物処理設備	焼却設備ドラム昇降機用電動機において、電磁ブレーキの不良(下降時停止位置が下方位置で停止)が認められたため、当該電磁ブレーキを補修。	G	